

トップのための経営財務情報

第 455 号 この資料は全部お読みいただいて 120 秒以内です。

今回のテーマ： 四半期決算と年度決算－基準の相違点とギャップ

平成 20 年 6 月第 1 四半期から四半期報告制度がスタート

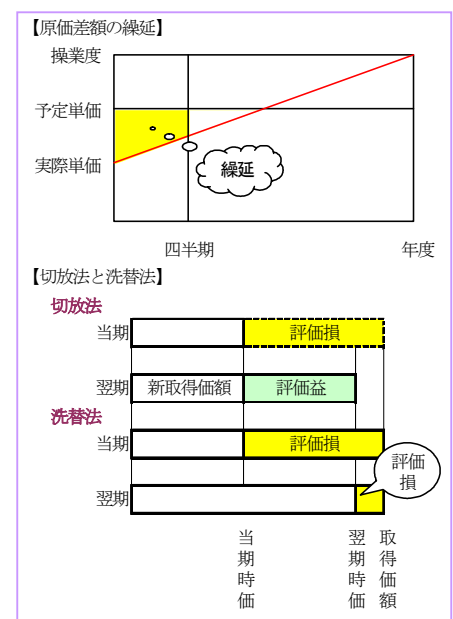
平成 20 年 4 月 1 日から金融商品取引法による四半期報告制度が上場会社などに導入されました。今までの中間・年度の年 2 回開示から、第 1、第 2、第 3 四半期と年度決算の年 4 回開示になりました。有価証券報告書や半期報告書の開示は決算日後 3 ヶ月以内ですが、四半期報告書は決算日後 45 日以内です。開示の迅速性と、連結のみの開示となるなど開示内容の簡素化が図られています。

四半期報告書と年度報告書 ー 決算基準の相違点

四半期報告書の中心となる四半期決算でも、会計処理原則および手続は年度決算と同じですが、利用者の判断を誤らせるほど重要でない限り、法人税等、見積り計算、経過勘定などで、簡便な会計処理が認められています。また、原価差額、有価証券、たな卸資産では、以下のような処理の相違があるため、見積りを含む決算の精度、損益の確定時期を含め、ギャップが発生する余地があります。今証券市場で注目の「決算見通し」との関連でも、目立たぬ重要ポイントです。

決算基準の相違「原価差額」

期中の原価計算は、年間の操業度等をもとにした予定価格で算定することが多く、決算で発生する実際原価との差額は「原価差額」という項目で差益または差損処理がされます。四半期末で生じる原価差額が年度末までに解消を見込まれる場合には、原価差額（差益・差損）を計上せず、繰延処理を行うことが認められています。



決算基準の相違「有価証券の減損処理」

年度決算で減損処理した有価証券の取得価額は、翌期に時価が回復しても復元不可（切放法）ですが、四半期決算では時価の回復により取得価額を復元させる方法（洗替法）を選択できます。

決算基準の相違「たな卸資産の低価法」

同様に、年度決算でたな卸資産の低価法について切放法を採用している場合にも、四半期決算においては、洗替法を選択することができます。このような会計処理の場合、四半期に時価の著しい下落により計上された有価証券やたな卸産の評価損が、翌四半期以降における時価の回復により、戻し入れられることがあります。

お見逃しなく！

法人税等の見積り基準の相違に注意

四半期決算で計上する法人税等は、税引前利益（税引前当期純利益、以下同。）に一定の見積実効税率をかけるなど、簡便法による計算が認められます。一方、年度決算では、税引前利益に対する法人税額等を税効果会計によって計上します。

税効果会計では、当期の税額のうち、将来の利益に対応する額は繰り延べ、課税が将来に繰り延べられる税額は、納税がなくとも、当期の税額として見越し計上します。

繰り延べや見越しの計上では、将来の利益予想など会社の状況を勘案し、要否を検討します。このため、簡便法を適用した四半期決算と年度決算とでは、法人税等の計上額は大きく変動する可能性があります。